

宅地内の漏水等に係る使用水量の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）第27条の規定に基づき、宅地内の漏水及び赤水等の放水に係る使用水量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 検針して得た水量をいう。
- (2) 推定給水量 漏水がないと仮定した場合の水量で、前回、前々回又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して算出した水量をいう。
- (3) 推定漏水量 使用水量から推定給水量を差し引いた水量をいう。
- (4) 認定水量 使用水量から第4条に規定する軽減基準により算出する軽減水量を差し引いた水量をいう。
- (5) 赤水等 上下水道局が行った配水管工事、洗管その他の原因により発生した濁り水等をいう。

(認定対象)

第3条 使用水量の認定は、水道の利用者又は給水装置の所有者（以下「利用者等」という。）が給水装置を善良な管理をした場合であって、次のいずれかに該当するときに行うことができる。

- (1) 漏水を発見することが困難であったと認められる場所で漏水した場合
- (2) 水道メーター取付部の故障により漏水した場合
- (3) 地震、風水害、火災その他の災害により漏水した場合
- (4) 赤水等の発生により放水した場合

(軽減基準)

第4条 認定水量算出の基礎となる軽減基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号により漏水した場合は、推定漏水量の2分の1の水量（1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた水量とする。）を軽減する。

(2) 前条第2号及び第3号により漏水した場合は、推定漏水量を軽減する。

(3) 前条第4号により放水した場合は、1時間につき1立方メートル、貯水槽等の場合は、貯水槽容積の2倍を軽減する。

2 前項第1号により軽減する場合は、漏水が複数の検針月にまたがる場合であっても、当該検針月の使用水量のうちいずれか1回の検針月の使用水量について適用するものとする。

3 第1項第1号に規定する漏水の場合の認定水量は、推定給水量の2倍を限度とする。ただし、推定漏水量の2分の1を軽減して算出した認定水量が、最低水量の2倍以上の場合であって、推定給水量の2倍を限度として算出した水量が最低水量の2倍以下の場合は、最低水量の2倍を認定水量とする。

(認定適用除外)

第5条 次の各号に掲げる場合は、水量認定の対象にしないものとする。

(1) 蛇口、立上り管、水洗便所の器具等で漏水が容易に発見できると認められる箇所から漏水した場合

(2) 貯水槽先の設備故障により漏水した場合

(3) 給水装置の操作不良により漏水した場合

(4) 所有者等が漏水の事実を認めながら修繕を怠った場合

(5) 使用者等の都合で修繕を延期した場合

(6) 給水装置の老朽化等により故障が続出しているにも係わらず、使用者等が給水装置の改造工事に応じない場合

(7) 漏水の修繕を天理市指定給水装置工事事業者以外で行った場合（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更は除く。）

(軽減申請)

第6条 使用者等は、第4条第1号から第3号に定める軽減基準により軽減申請する場合は、水道使用水量軽減申請書（様式第1号）に修理内容が確認できる写真を添付し、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

(赤水等による軽減)

第7条 管理者は、第4条第3号に定める軽減基準により軽減する場合は、別に定める濁水及び赤水の発生等に要した放水量報告書により行うものとする。

(特別認定)

第8条 管理者が特別の事情があると認めるときは、第5条に係わらず使用水量を認定することができる。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により認定する場合にこれを準用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。